

「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」に対し提出された意見と総務省の考え方

沖縄県における地上デジタルテレビジョン放送の受信環境改善

【意見募集期間：平成 26 年3月 29 日(土)～平成 26 年4月 28 日(月)】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」について、琉球朝日放送は賛成の意見を提出します。</p> <p>理由 現在、同一の周波数を使用する鹿児島県徳之島中継局からの電波の異常伝搬により、沖縄県本島北部の今帰仁中継局を受信している一部の地域において受信障害が発生しています。この受信障害を解消するためには、対策世帯が広範囲なことからチャンネルの変更による混信の回避が抜本的な対策手法であり、これによって地域住民が地上デジタル放送の良好な受信環境を確保することが出来ると考えます。</p> <p>従って、沖縄県本島北部の一部の地域で発生している受信障害改善のため、基幹放送用周波数使用計画の今帰仁局のチャンネルを変更する総務省案に賛成し、同変更の実現を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【琉球朝日放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>
2	<p>意見募集のあった「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」について、琉球放送は賛成の意見を提出します。</p> <p>理由</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>

	<p>現在、沖縄県北部地域の一部において、鹿児島徳之島中継局からの季節的な異常伝搬により受信障害が発生しています。この障害の対策手段としては対策範囲が広いことからチャンネル変更による混信回避が最善の対策であり、これにより地域住民が安定的かつ良好な受信環境を確保できると考えます。</p> <p>受信障害が発生しないチャンネルに変更するためには、基幹放送周波数使用計画の今帰仁局のチャンネル変更が必要であり、変更に伴う新たな混信、難視の発生は無いことも確認できています。</p> <p>このことから、放送用周波数使用計画の一部変更案について受信障害改善のため大変有益であると考えますので、総務省案に賛成するとともに、同変更の実現を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【琉球放送株式会社】</p>	
3	<p>『基幹放送用周波数使用計画の一部変更案』について、沖縄テレビ放送は賛成の意見を提出します。</p> <p>『理由』 沖縄今帰仁中継局を受信している世帯では、季節的な受信障害が発生します。これは、鹿児島徳之島中継局からの電波の異常伝搬によるものです。</p> <p>障害が発生する地域が、沖縄本島北部を中心として広範囲であることから、今帰仁中継局の送信周波数変更が最善の対策手法であり、これにより地域住民の受信環境を改善できると考えます。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について受信障害改善のため大変有効であると考えますので、総務省案に賛成するとともに、同変更の実現を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【沖縄テレビ放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>